

## 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の新設について(案)

### 背景

日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定):我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

労働政策審議会労働条件分科会建議「今後の労働時間法制等の在り方について」(平成27年2月13日):特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当である。

### 平成27年度

#### 【助成概要】

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業(常時10人未満の労働者を使用する一定の商業・サービス業の事業)であって、週所定労働時間が40時間を超えているものにおいて、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする措置をとる中小企業事業主に対し助成

#### 【助成対象】 労働時間管理適正化・労働能率増進

- ・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用

#### 【成果目標】

週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

#### 【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

#### 【支給認定者】

都道府県労働局長